第六号様式別表十記載要領1中「更正欠損金額等の控除明細書」を「更生欠損金額等の控除明細書」に、「又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成23年旧法人税法」という。）第59条第１項」を「（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）（以下「震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「又は平成23年旧法人税法第59条第１項」を「（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同表記載要領2中「同項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）又は平成23年旧法人税法第59条第２項（同項第３号」を「震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第２項第３号」に改め、同表記載要領3から5までを削り、同表記載要領6中「調整前の控除未済欠損金額等㉗」を「調整前の控除未済欠損金額等㉕」に改め、同号を同表記載要領3とし、同表記載要領7を同表記載要領4とする。

第六号様式別表十一の表中「⑦の金額を控除した後の所得（第６号様式⑳又は別表５㉒）－⑦」を「⑦の金額等を控除した後の所得（（第６号様式⑳又は別表５㉒）－⑦）又は（（第６号様式⑳又は別表５㉒）－⑦－（（（第６号様式⑳又は別表５㉒）－④）×0.2））」に改め、同表記載要領2中「⑦の金額を控除した後の所得⑨」を「⑦の金額等を控除した後の所得⑨」に改め、同表記載要領4を削り、同表記載要領3を同表記載要領4とし、同表記載要領2の次に次の1号を加える。

３　「⑦の金額等を控除した後の所得⑨」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　平成25年４月１日以後に法人税法第59条第２項に規定する事実が生ずる場合、同日以後に租税特別措置法第67条の５の２第１項に規定する政令で定める事実が生ずる場合又は同日以後に震災特例法第17条第１項に規定する政令で定める事実が生ずる場合において、「計④」の金額が第６号様式⑳又は別表５㉒の金額以上であるとき、又は次に掲げる法人に該当するときは「又は（（第６号様式⑳又は別表５㉒）－⑦－（（（第６号様式⑳又は別表５㉒）－④）×0.2））」を消し、これらのいずれにも該当しないときは「（（第６号様式⑳又は別表５㉒）－⑦）又は」を消すこと。

イ　法人税法第57条第11項各号に掲げる法人（租税特別措置法第67条の14第１項に規定する特定目的会社、同法第67条の15第２項に規定する投資法人、同法第68条の３の２第１項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第４条の７に規定する受託法人をいう。以下この号において同じ。）及び租税特別措置法第68条の３の３第１項に規定する特定投資信託に係る受託法人を除く。）

ロ　租税特別措置法第67条の14第１項第１号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的会社

ハ　租税特別措置法第67条の15第１項第１号に掲げる要件を満たす同条第２項に規定する投資法人

ニ　租税特別措置法第68条の３の２第１項第１号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人

ホ　租税特別措置法第68条の３の３第１項第１号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人

⑵　平成25年４月１日前に所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）による改正前の法人税法第59条第２項に規定する事実が生じた場合又は同日前に所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）による改正前の震災特例法第17条第１項各号に掲げる事実が生じた場合（当該事実が生じた法人について同日以後に震災特例法第17条第１項に規定する事実が生ずる場合を除く。）にあっては、「又は（（第６号様式⑳又は別表５㉒）－⑦－（（（第６号様式⑳又は別表５㉒）－④）×0.2））」を消すこと。

⑶　法人が法人税法第59条第３項の規定の適用を受ける場合にあっては、「又は（（第６号様式⑳又は別表５㉒）－⑦－（（（第６号様式⑳又は別表５㉒）－④）×0.2））」を消すこと。

第六号様式別表十一の表中「別表13の⑤」を「別表13の２の⑤」に、「別表13の２の⑤」を「別表13の３の⑤」に、「⑧－⑫」を「（⑧－⑫）又は（別表13の⑦）」に改める。

第六号様式別表十一の二記載要領中「法人が」を削り、「場合に記載する」を「法人が記載し、第６号様式別表12に併せて提出する」に改め、同表を同様式別表十一の二とする。